

【別紙 1：公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第 28 条第 1 項第 2 号に掲げる書類】

事業 年度	自	平成25年4月1日	法人コード	A016977
	至	平成26年3月31日	法人名	公益財団法人広島県地域保健医療推進機構

運営組織及び事業活動の状況の概要等について

1. 法人の基本情報について

法人の名称	公益財団法人広島県地域保健医療推進機構
設立登記日(注)	平成25年4月1日
法人の目的	地域医療の確保や総合的な健康づくりの推進とともに、地域包括ケアを推進するために必要な諸事業を行い、県民の健康の向上に寄与することを目的とする。
主たる事務所の所在場所	広島県広島市南区皆実町一丁目6番29号
社員の資格の得喪の条件 (公益社団法人のみ)	
社員の数(公益社団法人のみ)	人

注 旧民法に基づき設立された法人にあっては、新制度への移行登記をした日付になります。

2. 事業活動等について

(1) 収支相償

収益事業等から生じた利益の繰入割合	50%	
第2段階の合計	収入の額	費用の額
	1,432,385,703円	1,404,075,622円
収入>費用の場合の対応	平成26年度期首資産取得資金計上	

(2) 公益目的事業比率

公益目的事業比率(1欄の額÷1欄~3欄の合計額)		95.1%
1	公益実施費用額	1,401,874,256円
2	収益等実施費用額	88,815,224円
3	管理運営費用額	-16,813,675円

(3) 寄附金を受けた財産の額

寄附を受けた財産の額	0円	うち個人から	円
		うち法人から	円

(4) 金融資産の運用収入の額

金融資産の運用収入の額	1,779,079円
-------------	------------

(5) 資産、負債及び正味財産の額

資産額	1,236,491,167円	負債額	607,022,332円
		正味財産額	629,468,835円

(6) 遊休財産額

遊休財産額の保有上限額	1,404,075,622円
遊休財産額	411,614,933円

(7) 当事業年度の末日における公益目的取得財産残額

公益目的取得財産残額(1+2欄の合計額)		1,251,831,026円
1	公益目的増減差額	1,109,806,624円
2	公益目的保有財産の帳簿価額の合計額	142,024,402円

(8) 理事、監事及び評議員の報酬等の額

理事等の報酬等の総額	6,408,320円
(うち、退職手当の額)	0円

(9) 事業の運営に関する行政庁からの勧告又は命令の有無

当事業年度の勧告又は命令の有無(注)	無
--------------------	---

注 当事業年度以前に受けた勧告又は命令であって、行政庁に改善の報告をしていないものを含みます。